



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 7

顧客に関する情報のより一層の保護に向けた 「協会員の従業員に関する規則」等の 一部改正について

2023年12月20日
日本証券業協会

時期	対応状況
2022.4～ 2022.5	● 「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集 ⇒「情報漏えいに対する処分の厳格化」の提案
2022.9～	● 「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」を設置 ● 同WGにおいて提案内容に対する考え方を整理 ⇒顧客情報の取扱いに関する禁止行為を拡充するための具体的な規則改正の内容は 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討
2023.6	● 6.15開催の自主規制企画分科会、6.20開催の自主規制会議において規則改正案の パブリックコメントの募集について審議 ● 6.20に「『協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ』報告書」を公表



2023.6.20から2023.7.20までの間、以下3つの自主規制規則改正案について パブリックコメントを実施

- 協会員の従業員に関する規則
- 金融商品仲介業者に関する規則
- 協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

- 顧客情報については、現行「秘密の漏えい」が禁止されているが、「『協会の役員職員に対する処分に関するワーキング・グループ』報告書」における提言を踏まえ、各規則において以下の禁止行為を規定する。

■ 協会の従業員に関する規則

- ・ 退職時の顧客情報の不返却・不消去
- ・ 他の協会等との顧客情報の不正取得
- ・ 不正取得等した顧客情報の使用（不正使用）
- ・ 他者が不正取得等した顧客情報だと知ったうえでの当該顧客情報の使用
- ・ 顧客情報（返却・消去しなかったもの、不正取得したものを含む）の漏えい

■ 金融商品仲介業者に関する規則

- ・ 従業員規則と同様

■ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

- ・ 他の協会等との顧客情報の不正取得
- ・ 不正取得等した顧客情報の使用（不正使用）
- ・ 顧客情報（不正取得等したものを含む）の漏えい

Ⅱ. パブリックコメントに付した規則改正案の概要

■ 協会員の従業員に関する規則

パブリックコメント募集時点の改正案

備考

第7条

15 顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

イ 従業員が協会員を退職する場合（第2条第6号イの出向により受け入れた者については帰任する場合、同号ニに定める者については派遣契約が終了する場合をいう。）において、顧客に関する情報を当該協会員に返却又は消去しないこと。

ロ 他の協会員の顧客に関する情報又は金融商品仲介業者若しくは個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

退職時の不返却・不消去

➢ 退職時、顧客に関する情報を協会員に返却又は消去しないこと

不正取得

➢ 他の協会員等の顧客情報を不正に取得すること

不正使用

➢ 退職時に返却又は消去しなかった顧客情報や他の協会員等から不正取得した顧客情報を職務に使用すること

転得情報の使用

➢ 他者が不正取得等した顧客情報だと知ったうえで、情報転得者が当該顧客情報を職務に使用すること

漏えい

➢ 現行の秘密の漏えいに加え、不正取得等した顧客情報、他者が不正取得等したことを知る顧客情報を第三者に漏えいすること

Ⅱ. パブリックコメントに付した規則改正案の概要

■ 金融商品仲介業者に関する規則

パブリックコメント募集時点の改正案

備考

第24条

15 顧客に関する情報（見込み顧客を含み、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

イ 次の(1)又は(2)に掲げる行為

- (1) 外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。
- (2) 個人金融商品仲介業者が所属協会員との金融商品仲介業に係る業務委託契約を解除する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該所属協会員の顧客に関する情報に限る。）を当該所属協会員に返却又は消去しないこと。

退職時の不返却・不消去

- 外務員の退職時、顧客に関する情報を法人仲介業者に返却又は消去しないこと
- 個人仲介業者が所属協会員との仲介業務委託契約を解除する際、顧客に関する情報を所属協会員に返却又は消去しないこと

ロ 協会員の顧客に関する情報又は他の金融商品仲介業者若しくは他の個人金融商品仲介業者の金融商品仲介業の顧客に関する情報を不正に取得すること。

不正取得

- 他の協会員等の顧客情報を不正に取得すること

ハ イにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること。

不正使用

- 退職時に返却又は消去しなかった顧客情報や他の協会員等から不正取得した顧客情報を職務に使用すること

ニ 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

転得情報の使用

- 他者が不正取得等した顧客情報だと知ったうえで、情報転得者が当該顧客情報を職務に使用すること

ホ 顧客に関する情報を漏えいすること。

漏えい

- 現行の秘密の漏えいに加え、不正取得等した顧客情報、他者が不正取得等したことを知る顧客情報を第三者に漏えいすること

Ⅱ. パブリックコメントに付した規則改正案の概要

■ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則

パブリックコメント募集時点の改正案		備考
(顧客カードの整備等)		
第5条	(現行どおり)	
	(削 る)	改正前の2項を削る ➢ 秘密の漏えいを第13条の2第1項に移行
2	協会員は、顧客カードについて、電磁的方法により作成及び保存することができる。	改正前の3項を2項に繰上げ
(顧客情報の漏えい等の禁止)		
第13条の2	協会員は、顧客に関する情報（見込み顧客及び引受部門、投資銀行部門等の顧客に関する情報を含み、公知の情報を除く。次項において同じ。）を漏えいしてはならない。	漏えい ➢ 現行の秘密の漏えい
2	協会員は、他の協会員、金融商品仲介業者（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は個人金融商品仲介業者（「金融商品仲介業者に関する規則」第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。）の顧客に関する情報を不正に取得し、又は不正に取得した顧客に関する情報を業務に使用し若しくは漏えいしてはならない。	不正取得、不正使用、漏えい ➢ 他の協会員等の顧客情報を不正に取得すること ➢ 他の協会員等から不正取得した顧客情報を業務に使用すること ➢ 他の協会員等から不正取得した顧客情報を第三者に漏えいすること

Ⅲ. パブリックコメントに寄せられた意見の概要

- ◆ 令和5年6月20日から同年7月20日までの間、寄せられたコメントは40件（法人・団体11社、個人1名）。
- ◆ 意見と質問の別では、質問が約7割を占めている。
- ◆ コメントの対象としては従業員規則が35件、仲介業規則及び投資勧誘規則がそれぞれ1件、総論が2件、その他1件となっている。
- ◆ 従業員規則に関する特徴的なコメントとしては、「顧客に関する情報」の範囲、各禁止行為に関する具体的な解釈、禁止行為の新設に伴う管理体制の構築や禁止行為が発覚した場合の報告書の提出等に関するもののほか、記憶情報の使用に関する意見が複数見られた（詳細は後述）。
- ◆ 仲介業規則に関するコメントとしては、仲介業のビジネスモデルに関する意見が寄せられた（詳細は後述）。

対象	項目	意見・質問の件数		
		意見	質問	
総論（2件）		1	1	2
従業員規則 （35件）	第7条第15号 柱書	1	5	6
	同号イ 退職時の顧客に関する情報の不返却・不消去	3	6	9
	同号ロ 他の協会の顧客に関する情報の不正取得	1	3	4
	同号ハ 不返却等又は不正取得した顧客に関する情報の使用	4	7	11
	同号ニ 他社が不返却等又は不正取得した顧客に関する情報の使用	0	4	4
	同号ホ 顧客に関する情報の漏えい	1	3	4
仲介業規則（1件）	第24条第15号イ 退職時の顧客に関する情報の不返却・不消去	1	0	1
投資勧誘規則（1件）	第13条の2 顧客情報の漏えい等の禁止	0	1	1
その他（1件）		0	1	1
合計（40件）		12	31	43

※ 複数の項目にまたがるコメントは該当する項目においてそれぞれカウントしているため、提出件数と意見・質問件数の合計は一致しない。

Ⅲ. パブリックコメントに寄せられた意見の概要

- 法人仲介業者の外務員による顧客情報の「不返却・不消去」の適用除外（仲介業規則24条15号イ（1））
 - 仲介業者においては、外務員のもともとの顧客はその外務員のものという考え方であり、外務員が転職する際には当該外務員とともに顧客も一緒に移籍する（移籍に同意した顧客に限る）。仲介業者はこれを止めるものではないが、このようなケースは規制の対象外ということによいか。
- 「転得情報の使用」の禁止行為の対象の追加（従業員規則7条15号二、仲介業規則24条15号二）
 - 他の協会員に所属している人物から一方的に当該協会員の顧客リストの送付を受けた場合、受動的な取得に該当するため、従業員規則7条15号イ（不返却・不消去）にもロ（不正取得）にも該当しない認識であるが、受動的に取得した情報であっても職務に使用することを禁じるべきではないか。
- 記憶情報の使用（従業員規則7条15号ハ）
 - 退職後に、顧客の同意なく記憶情報に基づき転職先にて営業活動を行うことを禁止すべき。顧客から「退職した営業員から希望していないのに勧誘された。」旨の証言が得られた場合は、記憶情報のみによる営業活動であったとしても、禁止行為とすべき。
 - 15号イ（不返却・不消去）においては「記憶情報を含まない」ことでやむを得ないが、ハ（不正使用）においては記憶情報も規制の対象とすべき。原案のとおり規則改正が行われるのであれば、記憶情報の取扱いにつき就職先の協会員において教育・管理が必要な旨を「考え方（ガイドライン）」等で示してほしい。

これらのご意見を踏まえた規則改正案の修正（※）について 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行うこととした

（※）パブリックコメントで寄せられた上記意見のほか、個人仲介業者については、金商法上の法定帳簿の作成・保存義務を踏まえ、顧客情報の「不返却・不消去」の禁止規定（仲介業規則24条15号イ(2)）の是非についても検討を行うこととした。

Ⅳ. パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえた検討

○ 法人仲介業者の外務員による顧客情報の「不返却・不消去」の適用除外（仲介業規則24条15号イ(1)）

“仲介業者においては外務員の転職等の際には外務員のももとの顧客も一緒に移籍する”という実務慣行に関するご意見を受け複数の仲介業者等へのヒアリングを行った結果、外務員の退職等の際に顧客情報の返却・消去を一律に求め転職先での使用を制限することは仲介業者の現行のビジネスモデルに大きな影響を与えられことから、法人仲介業者の外務員が退職する際の顧客情報（媒体）の「不返却・不消去」の禁止規定において、法人仲介業者及び顧客の同意を得た顧客の氏名、住所及び連絡先を対象外とする。

○ 個人仲介業者による顧客情報の「不返却・不消去」（仲介業規則24条15号イ(2)）

個人仲介業者に対しては金商法上の独立した業者として、顧客の氏名や取引内容等の各種顧客情報を記録した金融商品仲介補助簿（法定帳簿）の作成・保存義務（7年間）が課されていることから、個人仲介業者と所属協会員との契約解除時における顧客情報の「不返却・不消去」に係る禁止規定は設けないこととする。

仲介業規則

修正案

第24条（原案どおり）

1～15（原案どおり）

イ 外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該顧客及び当該金融商品仲介業者から退職後の使用について退職前に同意を得た当該顧客の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先を除く。）を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。

（削る）

原案（パブコメ募集時点）

第24条（省略）

1～15（省略）

イ 次の(1)又は(2)に掲げる行為

(1) 外務員が金融商品仲介業者を退職する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報を当該金融商品仲介業者に返却又は消去しないこと。

(2) 個人金融商品仲介業者が所属協会員との金融商品仲介業に係る業務委託契約を解除する場合において、金融商品仲介業の顧客に関する情報（当該所属協会員の顧客に関する情報に限る。）を当該所属協会員に返却又は消去しないこと。

IV. パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえた検討

○「転得情報の使用」の禁止行為の対象の追加

(従業員規則 7 条15号二及び仲介業規則24条15号二)

パブリックコメントに寄せられた意見における「他の協会員に所属している人物から一方的に当該協会の顧客リストの送付を受けた場合」については、他の協会員に所属している者から情報漏えいが行われたと考えられるため、「転得情報の使用」の禁止行為の対象に「他者が漏えいした情報の使用」を追加する。

従業員規則

修正案

第7条 (原案どおり)

1～15 (原案どおり)

二 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報、金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報又は他の協会員若しくは金融商品仲介業者から漏えいした顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

原案 (パブコメ募集時点)

第7条 (省 略)

1～15 (省 略)

二 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は金融商品仲介業規則第24条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

仲介業規則

修正案

第24条 (原案どおり)

15 (原案どおり)

二 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報、従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報又は協会員若しくは他の金融商品仲介業者から漏えいした顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

原案 (パブコメ募集時点)

第24条 (省 略)

15 (省 略)

二 他者がイにより保持若しくはロにより取得した顧客に関する情報又は従業員規則第7条第15号イにより保持若しくは同号ロにより取得した顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること。

Ⅳ. パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえた検討

○ 記憶情報の使用

記憶情報の使用について、ワーキングでは以下のような議論がなされた。

- 記憶情報の使用を禁止行為とした場合、転職後においても当該外務員と引き続き取引を行いたいとする顧客に対する利便性の低下や業界における人材の流動性の低下を招く懸念を払拭できない
- 記憶情報の使用を禁止行為とした場合、違反事実の認定が困難であり、規則の実効性を担保することができない
- 記憶情報の使用については、「協会の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書において個別の論点として挙げられ、「記憶を頼りに顧客に連絡する行為は、必ずしも役職員の処分の対象とするほど悪質性が高い行為であるとは考えられず、これを禁止することは、営業活動を必要以上に委縮させてしまうおそれがある。」等の結論を得ている

これらの議論を踏まえると、記憶情報の使用については、禁止行為とすることは適当ではなく、記憶情報を使用したトラブルの防止体制を含め今回の規則改正を踏まえ協会員各社が社内体制を整備するにあたり留意すべき事項を取りまとめた協会員通知を発出することにより、注意喚起を行っていくこととする。

◆ スケジュール等

時期	内容
2023年12月19日	自主規制会議において審議、規則改正
2024年2月1日	改正規則の施行

- 本件規則改正の詳細については、協会HP「パブリックコメントの募集の結果について」をご参照ください。
(<https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/index.html>)